

別表

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準
(保育所等利用調整基準)

(1) の基本点数と (2) の調整点数との合計点数の高い世帯の児童から優先順位を決定する。この場合において、当該合計点数が同一であるときは、(3) の同一点数時の順位により優先順位を決定する。

(1) 基本点数

基本点数は、次の表に掲げる保育を必要とする事由及び状況に応じて決定する。

- ・ 父母それぞれの点数を合算した点数を基本点数とする。
- ・ ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と100点との合計点数を基本点数とする。
- ・ 父母がいない場合は、他の保護者の保育を必要とする事由及び状況に応じて基本点数を決定する。

事由の区分		保護者の状況	点数
就労	被雇用者、自営業者又は農業者等	1か月当たり160時間以上の就労	100
		1か月当たり150時間以上160時間未満の就労	96
		1か月当たり140時間以上150時間未満の就労	92
		1か月当たり130時間以上140時間未満の就労	88
		1か月当たり120時間以上130時間未満の就労	84
		1か月当たり110時間以上120時間未満の就労	80
		1か月当たり100時間以上110時間未満の就労	76
		1か月当たり90時間以上100時間未満の就労	72
		1か月当たり80時間以上90時間未満の就労	68

		1 か月当たり 70 時間以上 80 時間未満の 就労	64	
		1 か月当たり 60 時間以上 70 時間未満の 就労	60	
	家内労働者	1 か月当たり 120 時間以上の就労	82	
		1 か月当たり 90 時間以上 120 時間未満 の就労	70	
		1 か月当たり 60 時間以上 90 時間未満の 就労	58	
妊娠又は出産		産前 3 か月から産後 2 か月までの期間（い ずれも出産月を除く。）	80	
保護者の疾 病又は障が い	疾病	入院	1 か月以上を要する場 合	100
		自宅療養又は通 院	寝たきりの状態等で常 時安静が必要であり、 身の回りの世話ができ ない場合	100
			通院又は治療を受け、 他者の援助（介護）を 必要とする場合	68
			精神疾患により保育が 常時困難な場合	68
			日常生活は 1 人で可能 であるが、保育は常時 困難な場合	50
	障がい	身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福 祉手帳 1 級若しくは 2 級又は療育手帳 A の 交付を受けている場合		100
		身体障害者手帳 3 級若しくは 4 級又は療育 手帳 B 1 の交付を受けている場合		68
		上記のほか、身体障害者手帳等の交付を受		50

		けていて保育に支障がある場合	
同居親族の介護又は看護		入院中の同居親族に常時付添いが必要な場合	92
		病気等の同居親族に常時付添いが必要な場合	68
		病気等の同居親族の介護又は看護により保育に支障がある場合	60
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	100
求職活動等		求職活動中又は起業準備中である場合	50
就学		職業訓練校等に1か月当たり120時間以上の就学	82
		職業訓練校等に1か月当たり60時間以上120時間未満の就学	58
虐待又はDV		特に保育が必要と認める場合	100
その他	新生児の育児	新生児の育児により保育に支障がある場合 (育児休業取得者を除く。)	68
	その他	特に保育が必要と認める場合※	100

備考

- 1 父母その他の保護者が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。
- 2 就労時間数には、休憩時間を含むものとする。
- 3 育児休業取得者については、就労の基本点数により算定する。
- 4 「※」については、児童又は世帯の状況に応じて別途判断する。

(2) 調整点数

調整点数は、次の表に掲げる児童の状況、世帯の状況、兄弟姉妹の状況その他の状況に応じて決定する。

区分	状況	点数
申込児童の状況	保育所等（保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（小規模保育事業に限る。）をいう。以下同じ。）の在園児が転園申込みを行う場合	10

	市内の家庭的保育事業等の卒園児が連携施設以外の保育所等の入所申込みを行う場合	10
	障がい児、要保護児童等児童福祉の観点から保育が必要と認められる場合	50
世帯の状況	生活保護世帯である場合	100
	ひとり親世帯である場合	100
	同居親族に身体障害者手帳等を受けている者がいる場合	5
兄弟姉妹の状況	既に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合（在園児の転園を希望している場合を除く。）	30
	兄弟姉妹が同時に申込みを行う場合	10
特定教育・保育施設等の保育士等	市内の特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。）に勤務する保育士等（保育士、保育教諭又は幼稚園教諭をいう。以下同じ。）である場合	100
	上記以外の施設に勤務する保育士等である場合	5
その他	保護者が国外又は国内へ単身赴任中である場合	10
	特に保育が必要と認める場合※	100

備考

- 1 同一区分内で複数の要件に該当する場合は、当該区分内の点数の高い方を採用する。
- 2 「※」については、児童又は世帯の状況に応じて別途判断する。

(3) 同一点数時の順位

同一点数時の順位は、次の表に掲げるとおりとする。

順位	要件
1	八女市民である（転入予定者を除く。）。
2	生活保護世帯又はひとり親世帯である。
3	基本点数が高い順による。
4	在園児がいる、又は兄弟姉妹の同時申込みである。
5	希望する保育所等の所在地が、児童が就学すべき小学校（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項に規定する小

	学校をいう。)又は義務教育学校(同項に規定する義務教育学校をいう。)の区域内である。
6	当該保育所等の希望順位が高い順による。
7	保護者の市民税の額の合計額が低い順による。